

本計画は、世界保健機関が定めた目標（2012年までに我が国を含めたアジア西太平洋地域における麻しんを排除すること）を達成するため、また、その後の我が国における麻しん排除の状態を維持するため取り組むべき事項を予防接種に関する検討会として取りまとめたものである。

概要は以下のとおり。

1 95%以上の予防接種率の達成・維持のための取り組み

(1) 定期接種の充実

① 定期予防接種の対象を時限的に拡大（補足的接種の実施）

麻しんワクチン接種を1回しか行っていない世代への2回目の接種機会を付与

- 対象年齢 13歳（中学1年相当）と18歳（高校3年生相当）
- 対象期間 5年間
- 使用ワクチン 麻しん風しん混合ワクチンを使用

② 予防接種を確実にってもらうための市町村の取り組み

定期予防接種対象者に対する個別通知等の接種勧奨

③ 予防接種率を高めるための文部科学省への協力依頼

就学時健康診断における、罹患歴及び予防接種歴等の確認

④ 接種を行いやすい環境作り

- 定期予防接種対象期間の最初の3ヶ月間に積極的な接種勧奨の実施
- 中学生以上の場合の保護者の同伴要件の緩和
- 学校等で接種を行う場合の基準策定（個別接種実施の緩和）

(2) 任意接種の推奨

① 医療従事者、学校や福祉施設等の職員、大学生等への推奨

② 予防接種の啓発・情報提供

- テレビCM等の広報活動、検疫所での情報提供
- 旅行会社等を通じた情報提供（国土交通省との連携）

2 評価体制の確立

① 麻しん発症の把握の充実

- 定点報告から全数報告に変更、届出基準の改正
- 文部科学省と連携し、学校休校、学級閉鎖等を把握

② 予防接種実施状況の把握の充実

- 麻しん及び風しん予防接種率の把握の迅速化
- 市町村が予防接種の実施状況を把握するためのソフトウェアの開発
- 副反応報告の迅速化

3 麻しん発生時の迅速な対応

麻しん患者発生時の都道府県等の迅速な疫学調査に資するための手引きや人材の養成

4 実施体制の確立

① 国に麻しん対策委員会を設置

② 地方自治体に麻しん対策会議等を設置

一部疾病の既罹患患者への混合ワクチンの接種について

1 現状

現在日本で承認されている混合ワクチンは、麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）、ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチン（DPTワクチン）、ジフテリア・破傷風混合ワクチン（DTトキソイド）の3種があり、それぞれ、定期の予防接種の接種液として採用している。

※ ワクチンの頭文字のアルファベットは、対象疾病を示している。

（M：麻しん、R：風しん、D：ジフテリア、P：百日せき、T：破傷風）

一部疾病の既罹患患者に対する混合ワクチン予防接種は、予防接種法施行令第1条の2の規定により、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者は、当該疾病について定期の予防接種を行う対象者に当たらないことから、定期予防接種として混合ワクチンの使用を行っていない。

すなわち、麻しん又は風しんにかかっている又はかかったことのある者に対する定期の予防接種では、単抗原ワクチンを対象ワクチンとしているが、ジフテリア、百日せき、破傷風においてはそれぞれに対応する単抗原ワクチンがないことから、いずれか一つの疾病に罹患した者に対しては、他の二つの疾病に関する定期の予防接種を実施していない。

※ 百日せきの罹患患者に関しては、Pを除いたDTトキソイドという手段もあるが、現在は第2期（1歳以上13歳未満）の予防接種液としてのみ採用されており、DPTワクチン接種対象期間中（生後3月から生後90月）の予防接種液には採用されていない。

2 要望

今般、社団法人日本小児科学会より「DPT、MR等混合ワクチンの推進に関する要望書」が提出された。要望書には、「接種機会の確保の重要性に加え安全性に問題はないことから、それとともにそれぞれに適切な免疫をより効率に獲得してもらうためには、対象となる疾患の一部に罹患歴がある者でも、その疾患に対するワクチンを含む混合ワクチンの接種を定期予防接種の対象とするよう」記載されている。

3 対応案

既罹患患者にワクチンを接種することについて、過剰反応等の副反応が特に認められるものを除き、既罹患患者にワクチンを接種することの安全性と接種機会の確保の利点を比較考慮し、適当と認められるものについては、一部の疾病の既罹患患者であっても、混合ワクチンの接種を行うことを可能とする。

具体的には、予防接種対象疾病の既罹患者への混合ワクチン接種における今後の対応は、以下の通り。

(1) 麻しん・風しん

既罹患者に対しても、MR混合ワクチンを使用することを可能とする。一方、接種機会確保の観点から、引き続き、MRの混合ワクチン及びM又はRの単抗原ワクチンを使用することを可能とする。

(2) 百日せき・破傷風

既罹患者は、DPT又はDT混合ワクチンを使用することを可能とする。

(3) ジフテリア

7歳以上における既罹患者に対するDPT又はDT混合ワクチンの接種は、ジフテリアのワクチン量を減量しないと過剰反応（副反応）を起こす可能性が高いため、接種は行わないこととする。7歳未満における既罹患者にあっては、DPT混合ワクチンを使用することを可能とする。

(4) 今後、新たな混合ワクチンが開発された際には、今回と同様、既罹患者に対する接種の安全性と接種機会の確保の利点について比較考慮した上で、混合ワクチンにおける当該疾病の既罹患者への接種について、個別に対応を決定することとする。

以上の対応案が本年8月10日に行われた第16回予防接種に関する検討会では了承された。